**介護予防・日常生活支援総合事業**

資料　5

受託事業者　募集！

訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

益田市では、高齢者の介護予防・重度化防止を目的に、総合事業の多様なサービスの

充実を図っています。この度「訪問型サービスC」を開始するにあたり、事業を効果的・

継続的に実施するため、事業の受託事業者を募集します。

**１．委託事業の概要**

**（１）目的**

　　　　保健・医療の専門職が主体となって、短期・集中的に運動器機能向上や栄養改善、

　　　口腔機能向上、認知機能向上等のための訓練を行うことにより、利用者の生活機能の

　　　維持・向上を目的とする。

**（２）サービス内容**

　　　　保健・医療の専門職が、利用者の居宅を訪問し、短期・集中的に運動器機能向上や

栄養改善、口腔機能向上、認知機能向上等のプログラムを実施する。

　　　（実施前アセスメント、個別目標立案、プログラム実施、実施後アセスメント・評価）

**（３）対象者**

下記①～④をすべて満たした上で、ケアマネジメントの結果、サービスの必要性

がある方

①益田市に住所がある65歳以上の高齢者

②要支援認定者または事業対象者

③介護予防訪問リハビリを受けていない方

④サービス利用により、生活機能が向上し、自宅等での生活が継続可能となる

ことが見込まれる方

**（４）実施方法等**

　　　　・実施主体：益田市

　　　　・運営主体：受託事業者

　　　　・委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで（1年ごとに契約）

　　　　・委託料　：1件　3,420円（訪問距離によって加算あり）

　　　　・その他　：詳細については、手引きや仕様書に定めることとする

**２．受託事業者の要件**

　　以下の医療専門職を配置している市内の介護保険事業所または職能団体

　　　・理学療法士　　　・管理栄養士

　　　・作業療法士　　　・歯科衛生士

　　　・言語聴覚士　　　・保健師、看護職員　等

**３．訪問型サービスＣ受託事業者となるために必要な手続き**

**（１）事前準備、調整**

事業を実施するためには、益田市と委託契約を締結する必要があります。

高齢者福祉課と事業内容等を相談・検討しましょう。

**（２）委託契約の手続き・契約書の締結**

契約内容を確認していただき、契約書を締結します。委託契約書を２部送付しますので、内容を確認のうえ、代表者印等を押印した契約書を２部送り返して下さい。後日、１部をお返しします。

**■訪問型サービスCについて、詳しく話が聞きたい場合は・・・**

**益田市高齢者福祉課　地域包括推進係（TEL　31-0245）**へご連絡ください

**【参考】**

|  |
| --- |
| **訪問型サービス（第１号訪問事業）の種類** |
| ①訪問介護（従来の訪問介護相当） |
| ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） |
| ③訪問型サービスB（住民主体による支援） |
| ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス） |
| ⑤訪問型サービスD（移動支援） |